特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

香川県後期高齢者医療広域連合

公表日

令和8年10月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。 後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村＝4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。 　また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。 　さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法などの一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。 ＜事務内容＞(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) 後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合と市町が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町:各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収であり、 　特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 　・被保険者資格等情報の取得 　　市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 　・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 　　被保険者資格の審査・決定を行い、市町は、 　・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を発行する。 　・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する(※1、1-2)。 　　なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 　・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。 　※1:当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 　※1-2:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能

	と確認することも可能。 ※1-3オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 (※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能 3. 給付業務 ・市町において住民からの療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において支給の認定処理を行い、市町から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法　第30条の9

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) （照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 （提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) （照会)第1項 第1号 （提供)第1項 第2号 （委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事業課
②所属長の役職名	事業課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒760-0066　香川県高松市福岡町二丁目3番2号　香川県自治会館内2階 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒760-0066　香川県高松市福岡町二丁目3番2号　香川県自治会館内2階 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	被保険者に関する情報については、基本的に市町における住民基本台帳システムと標準システムが連携されており、自動的に登録・更新の処理が行われている。住民基本台帳システムと標準システムで登録情報に相違がある場合、該当者のエラーリストが配信されることから、当該機能を用いてエラー対応並びに確認作業を実施することで、リスク回避を行っている。 また、個人番号が未入力の場合もエラーリストが出力され、市町に確認及び登録の依頼等を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 ・保険料収納管理 3. 給付業務	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 ・保険料収納管理 3. 給付業務 4. 加入者情報作成 5. 副本作成 6. 情報照会 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。 中間サーバー	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法　第30条の9	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	―	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) （照会)別表第二　項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条、第43条の2 （提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) （照会)第1項 第1号 （提供)第1項 第2号 （委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	事業課長　氏家　泰三	事業課長　高畑　正弘	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成28年12月1日　時点	事前	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成28年12月1日　時点	事前	再評価に伴う変更のため
平成31年1月1日	様式に「Ⅳ　リスク対策」を追加	―	評価書の内容のとおり。	事前	様式の変更による。
平成31年1月1日	様式の変更（Ⅰ－5－②　評価実施機関における担当部署	事業課長　高畑　正弘	事業課長	事前	様式の変更による。
平成31年1月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事前	法令に合わせた記載の修正
令和2年6月25日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	右記を新規に追加	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法などの一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	Ⅰ　基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の内容	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、広域連合又は市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合または市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ　基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の内容	1. 資格管理業務 （1)被保険者証の交付申請 市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、被保険者証等を発行する。	1. 資格管理業務 （1)被保険者証の交付申請 市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ　基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の内容	3. 給付業務 ・市町において住民からの療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において支給の認定処理を行い、市町から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。	3. 給付業務 ・市町において住民からの療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再評価に伴う変更のため
令和2年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再評価に伴う変更のため
令和4年9月16日	Ⅰ. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 3. 給付業務	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	公金口座を使用しての各種支給対応等開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅰ．関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 (理由)国・地方のデジタル化指針が記載された「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の附属文書である「府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」において「クラウド・バイ・デフォルト原則」が定められ、クラウドを適切に活用することで、情報システムの迅速な整備や柔軟なリソースの増減のほか、運用の自動化による高度な信頼性、災害対策などをコスト削減しながら進めるため、国保中央会がシステムの運用主体となり、標準システムのクラウド化を進めることとなったために、「全国の広域連合が共同して委託する集約機関が管理する標準システム」と記載した。	事前	標準システムの機器更改に伴う表記の修正
令和5年3月28日	Ⅰ．関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二　項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条 (提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条	・番号法　第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二　項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条 (提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、9、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第59条の3 (理由)現時点までの番号法および番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条文ズレと追加を見直して記載した。	事後	評価書見直しに伴う表記の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	「Ⅰ関連情報」「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「②事務の内容」	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合又は市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記 入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町は、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を発行する。 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する(※1、1- 2)。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅰ基本情報」「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「②事務の内容」	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合又は市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	※1:当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者 に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 ※1-2:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従 前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-3オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	「Ⅰ関連情報」「5.個人番号の利用」「法令上の根拠」	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法 第9条及び別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅰ関連情報」「6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」「法令上の根拠」	・番号法　第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二　項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条、第43条の2 (提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、 106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法　第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱしきい値判断項目」「1. 対象人数」「いつの時点の計数か」	令和2年1月1日　時点	令和6年10月31日　時点	事前	時点の変更
令和6年11月25日	「Ⅱしきい値判断項目」「2. 取扱者数」「いつの時点の計数か」	令和2年1月1日　時点	令和6年10月31日　時点	事前	時点の変更
令和6年11月25日	「Ⅳリスク対策」「8. 人手を介在させる作業」「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」	記載なし	十分である	事前	基礎項目評価書様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	「Ⅳリスク対策」「8．人手を介在させる作業」「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」「判断の根拠」	記載なし	被保険者に関する情報については、基本的に市町における住民基本台帳システムと標準システムが連携されており、自動的に登録・更新の処理が行われている。住民基本台帳システムと標準システムで登録情報に相違がある場合、該当者のエラーリストが配信されることから、当該機能を用いてエラー対応並びに確認作業を実施することで、リスク回避を行っている。 また、個人番号が未入力の場合もエラーリストが出力され、市町に確認及び登録の依頼等を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	基礎項目評価書様式変更に伴う追記
令和6年11月25日	「Ⅳリスク対策」「11．最も優先度が高いと考えられる対策」	記載なし	【〇】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	基礎項目評価書様式変更に伴う追記
令和7年6月27日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	追記	〈共通情報〉 保険証利用登録要求管理 保険証利用登録解除管理 個人番号誤入力チェック突合結果管理 個人番号誤入力チェック確認登録管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和7年6月27日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	〈給付関連情報〉 公金受取口座照会管理 〈共通情報〉 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年6月8日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	追記	〈資格関連情報〉 外国人住民候補者情報 〈賦課・収納関連情報〉 外来年間合算支給申請書情報	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年6月8日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	追記	〈情報連携関連情報〉 マイナ保険証利用回数情報管理 マイナ保険証利用回数要求管理	事前	システムの機能リリースによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月8日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	〈資格関連情報〉 基準収入額申請世帯情報 〈賦課・収納関連情報〉 賦課情報（子ども分） 市町村別賦課情報（子ども分） 被保険者別還付未済情報 〈情報連携管理情報〉 保険証利用登録要求管理 保険証利用登録解除管理 個人番号誤入力チェック突合結果管理 〈給付関連情報〉 医療費通知発行申請管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年10月23日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	〈情報連携管理情報〉 マイナ保険証利用回数情報管理 マイナ保険証利用回数要求管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年10月23日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	〈給付関連情報〉 高額介護合算継続支給意思管理	事前	システムの機能リリースによる変更